

代替支援の内容

令和4年7月27日

放課後等デイサービス

茅ヶ崎市回答

代替サービスを行った際は、通所時と同等のサービスを提供した場合、請求が可能です。
内容については、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話など、**対象児に合った療育的支援を対象とします。**
フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。
なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。

児童発達支援

茅ヶ崎市回答

代替サービスを行った際は、通所時と同等のサービスを提供した場合、請求が可能です。
内容については、教材を提供し、その教材に関する電話等のフォロー、テレビ電話など、**対象児に合った療育的支援を対象とします。**
フォロー内容や支援については必ず日報等に記録し、事業所にて保管してください。
なお、電話、メール、ライン等による生活状況等の確認のみでは請求は認められません。

生活介護

茅ヶ崎市回答

代替サービス（電話、訪問等）を提供した場合、本体請求を特例的に認めます。
ただし、電話にて生活確認を行う場合、**1日2回（代替支援開始時、終了時）**利用者へ電話してください。
請求の際は、実績記録票の備考欄もしくは事業所任意の書式に、連絡した開始時間・終了時間・内容を記載してください。